

令和 8 年 8 月議会定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

令和 8 年 8 月議会定例会提出議案

議案番号	件 名
6	専決処分について 専決第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する 条例等の一部を改正する条例の制定について
7	令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定 について
8	令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算認定について
9	令和 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補 正予算（第 1 号）

議案第 6 号

専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和 8 年 8 月 25 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

記

専決第 1 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

令和8年3月26日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例）

第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を削り、同項第1号中「職員については、その住所又は居所」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 旅行 本邦（本州・北海道・四国・九州及び規則で定めるこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

第2条第1項第3号中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同項に次の2号を加える。

(4) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、広域連合と旅行役務提供契約（旅行者等が広域連合に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、広域連合が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

(5) 家族 旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第2項各号列記以外の部分中「又は」を「、その配偶者若しくは子又は」に改め、同条第3項中「第16条第1号又は第4号若しくは」を「第28条第4項又は」に改め、同条第6項を次のように改める

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次

条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、若しくは取り消され、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 第1項、第2項、第4項から第6項までに規定する場合において、広域連合が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に改め、同条第4項本文中「これを変更し」を「その変更をする」に、「旅行命令書」を「旅行命令簿」に、「旅行依頼書」を「旅行依頼簿」に、「旅行命令書等」を「旅行命令簿等」に、「当該旅行に関する」を「規則で定める」に改め、「記載」の次に「又は記録」を加え、「これ」を「当該事項」に、「提示して行わなければ」を「通知しなければ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条第5項を次のように改める。

- 5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条を削る。

第7条中「、経済的」を「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第15条に定める種目及び内容に基づき、最も経済的」に改め、同条ただし書中「事情により」の次に「最も」を加え、同条を第6条とする。

第8条から第11条までを削る。

第12条第1項中「もの」を「者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」に改め、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「必要な書類」を「必要な資料」に、「添付書類」を「資料」に改め、同項後段中「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に改め、「支給」の次に「又は支払」を加え、同条第4項を次のように改める。

- 4 支払担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第12条に次の3項を加える。

- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって任命権者が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支払担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びにその他の必要な事項は、規則で定める。

第12条を第7条とし、同条の次に次の5条を加える。

（旅費の種目）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当及び包括宿泊費とする。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
(航空賃)

第 1 1 条 航空賃は、航空機（航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 2 条第 1 8 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号及び第 3 号に掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用
(その他の交通費)

第 1 2 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する費用
- (2) 道路運送法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する費用
- (3) 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を利用する移動に要するものとして規則で定める費用
- (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第 1 3 条から第 2 1 条までを次のように改める。

(宿泊費)

第 1 3 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(宿泊手当)

第 1 4 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める 1 夜当たりの定額とする。

(包括宿泊費)

第 1 5 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 9 条から第 1 2 条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る

宿泊費基準額の合計額とする。

(退職者等の旅費)

第16条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第17条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第18条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、第6条及び第9条から第12条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条及び第15条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第19条 任命権者は、旅行者が広域連合以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第20条 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第22条から第26条までを削る。

別表を削る。

(新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例)

第2条 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「等の支給及びその種類」を削り、同条第1項中「に支給する費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料と」を「は、費用弁償として次に掲げる額を支給」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 広域連合長 新潟県特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号。以下「県条例」という。）第5条第1項第1号に規定する額

(2) 副広域連合長 県条例第5条第1項第2号に規定する額

(3) 議会の議員 新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）第7条に規定する額

(4) 第2条第1項第3号から第5号までに掲げる特別職の職員 県条例第5条第1項第4号に規定する額

第7条第2項及び第3項を次のように改める。

2 特別職の職員等が、議会並びに監査及び会議のため出席した場合の費用弁償は、前項各号の規定に従い支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、その他の交通費（本邦（本州・北海道・四国・九州及び新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第16号）で定めるこれらに附属する島の存する領域をいう。）における旅行の場合に限る。）の額は、一般職の職員の例によるものとする。

第7条第4項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

区分		報酬
広域連合長		年額 60,000円
副広域連合長		年額 48,000円
議会	議長	年額 30,000円
	副議長	年額 24,000円
	議員	年額 21,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 8,000円
	委員	日額 7,000円

監査委員	議会の議員のうちから選任された委員	年額 36,000円
	その他の委員	年額 60,000円
附属機関の委員等及び非常勤職員		日額 7,000円

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、この条例による改正前の新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第20条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

議案第 7 号

令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

決算書及び意見書は、別冊のとおり。

令和 7 年度一般会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予 算 現 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		1,781,477,000
	1 負 担 金	1,781,477,000
2 国 庫 支 出 金		710,000
	1 国 庫 補 助 金	710,000
3 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
4 諸 収 入		718,000
	1 預 金 利 子	326,000
	2 雑 入	392,000
歳 入 合 計		1,782,906,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1,452,814,000	1,452,814,000	0	0	328,663,000
1,452,814,000	1,452,814,000	0	0	328,663,000
115,000	115,000	0	0	595,000
115,000	115,000	0	0	595,000
65,996,578	65,996,578	0	0	65,995,578
65,996,578	65,996,578	0	0	65,995,578
1,237,382	1,237,382	0	0	519,382
869,782	869,782	0	0	543,782
367,600	367,600	0	0	24,400
1,520,162,960	1,520,162,960	0	0	262,743,040

歳出

款	項	予 算 現 額
1 議 会 費		1,247,000
	1 議 会 費	1,247,000
2 総 務 費		1,781,559,000
	1 総 務 管 理 費	1,781,121,000
	2 選 挙 費	68,000
	3 監 査 委 員 費	370,000
3 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		1,782,906,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,088,935	0	158,065	158,065
1,088,935	0	158,065	158,065
1,479,791,171	0	301,767,829	301,767,829
1,479,588,131	0	301,532,869	301,532,869
21,000	0	47,000	47,000
182,040	0	187,960	187,960
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
1,480,880,106	0	302,025,894	302,025,894

差引残額

39,282,854円

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯 田 達 伸

議案第 8 号

令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

決算書及び意見書は、別冊のとおり。

令和7年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予 算 現 額
1 市 町 村 支 出 金		56,721,177,000
	1 市 町 村 負 担 金	56,721,177,000
2 国 庫 支 出 金		103,255,941,000
	1 国 庫 負 担 金	73,968,218,000
	2 国 庫 補 助 金	29,287,723,000
3 県 支 出 金		25,691,679,000
	1 県 負 担 金	25,691,679,000
4 支 払 基 金 交 付 金		117,182,083,000
	1 支 払 基 金 交 付 金	117,182,083,000
5 特別高額医療費共同事業交付金		116,043,000
	1 特別高額医療費共同事業交付金	116,043,000
6 財 産 収 入		13,297,000
	1 財 産 運 用 収 入	13,297,000
7 繰 入 金		2,898,319,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,680,626,000
	2 基 金 繰 入 金	1,217,693,000
8 繰 越 金		4,756,123,000
	1 繰 越 金	4,756,123,000
9 諸 収 入		348,818,000
	1 預 金 利 子	10,521,000
	2 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2,000
	3 雑 入	338,295,000
歳 入 合 計		310,983,480,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済 額 と の 比 較
57,862,662,461	57,862,662,461	0	0	1,141,485,461
57,862,662,461	57,862,662,461	0	0	1,141,485,461
102,607,994,080	102,607,994,080	0	0	647,946,920
73,904,910,178	73,904,910,178	0	0	63,307,822
28,703,083,902	28,703,083,902	0	0	584,639,098
25,876,294,344	25,876,294,344	0	0	184,615,344
25,876,294,344	25,876,294,344	0	0	184,615,344
117,951,100,000	117,951,100,000	0	0	769,017,000
117,951,100,000	117,951,100,000	0	0	769,017,000
168,023,638	168,023,638	0	0	51,980,638
168,023,638	168,023,638	0	0	51,980,638
12,098,130	12,098,130	0	0	1,198,870
12,098,130	12,098,130	0	0	1,198,870
1,383,960,632	1,383,960,632	0	0	1,514,358,368
1,383,960,632	1,383,960,632	0	0	296,665,368
0	0	0	0	1,217,693,000
4,756,123,350	4,756,123,350	0	0	350
4,756,123,350	4,756,123,350	0	0	350
447,299,229	407,452,327	1,168,348	38,678,554	58,634,327
25,262,702	25,262,702	0	0	14,741,702
2,378,331	2,378,331	0	0	2,376,331
419,658,196	379,811,294	1,168,348	38,678,554	41,516,294
311,065,555,864	311,025,708,962	1,168,348	38,678,554	42,228,962

歳出

款	項	予 算 現 額
1 総 務 費		2,658,481,000
	1 総 務 管 理 費	2,658,481,000
2 保 険 給 付 費		302,589,792,000
	1 療 養 諸 費	284,839,283,000
	2 高 額 療 養 諸 費	16,374,208,000
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,376,301,000
3 特別高額医療費共同事業拠出金		138,704,000
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	138,704,000
4 支 払 基 金 拠 出 金		256,945,000
	1 支 払 基 金 拠 出 金	256,945,000
5 保 健 事 業 費		1,158,559,000
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	1,158,559,000
6 諸 支 出 金		4,160,499,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,160,498,000
	2 延 滞 金	1,000
7 公 債 費		20,000,000
	1 公 債 費	20,000,000
8 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
歳 出 合 計		310,983,480,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
2,324,083,018	0	334,397,982	334,397,982
2,324,083,018	0	334,397,982	334,397,982
300,627,539,446	0	1,962,252,554	1,962,252,554
282,982,306,394	0	1,856,976,606	1,856,976,606
16,321,383,052	0	52,824,948	52,824,948
1,323,850,000	0	52,451,000	52,451,000
132,884,418	0	5,819,582	5,819,582
132,884,418	0	5,819,582	5,819,582
223,840,366	0	33,104,634	33,104,634
223,840,366	0	33,104,634	33,104,634
1,134,976,505	0	23,582,495	23,582,495
1,134,976,505	0	23,582,495	23,582,495
4,157,218,967	0	3,280,033	3,280,033
4,157,218,967	0	3,279,033	3,279,033
0	0	1,000	1,000
0	0	20,000,000	20,000,000
0	0	20,000,000	20,000,000
0	0	500,000	500,000
0	0	500,000	500,000
308,600,542,720	0	2,382,937,280	2,382,937,280

差引残額

2,425,166,242円

令和8年8月25日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯 田 達 伸

議案第 9 号

令和 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 5 0 5, 5 0 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2 7, 1 5 1, 6 2 4 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1市 町 村 支 出 金		63,655,270	73,423	63,728,693
	1市 町 村 負 担 金	63,655,270	73,423	63,728,693
2国 庫 支 出 金		108,326,049	3,460	108,329,509
	1国 庫 負 担 金	78,214,363	3,460	78,217,823
3県 支 出 金		27,141,956	3,460	27,145,416
	1県 負 担 金	27,141,956	3,460	27,145,416
8繰 越 金		1	2,425,165	2,425,166
	1繰 越 金	1	2,425,165	2,425,166
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 額		125,522,840		125,522,840
歳 入 合 計		324,646,116	2,505,508	327,151,624

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		1,697,954	845,747	2,543,701
	1総務管理費	1,697,954	845,747	2,543,701
6諸支出金		45,302	1,659,761	1,705,063
	1償還金及び還付加算金	45,301	1,659,761	1,705,062
補正されなかった款項にかかる額		322,902,860		322,902,860
歳出合計		324,646,116	2,505,508	327,151,624